

## 基本問題専門調査会運営規則の一部改正について（案）

平成19年11月29日

基本問題専門調査会

基本問題専門調査会運営規則（平成13年5月14日基本問題専門調査会決定）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書により開かれた調査会においては、議決することはできない。

## 基本問題専門調査会運営規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>( 議 事 )</p> <p>第 4 条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、調査会を開くことはできない。<u>ただし、会長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても、調査会を開くことができる。</u></p> <p>2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。<u>ただし、前項ただし書により開かれた調査会においては、議決することはできない。</u></p>	<p>( 議 事 )</p> <p>第 4 条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、調査会を開くことはできない。</p> <p>2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。</p>